

## 令和3年9月定例会 環境農林委員会の概要

- 日時 令和3年10月8日(金) 開会 午前10時 3分  
閉会 午後 0時30分
- 場所 第6委員会室
- 出席委員 吉良英敏委員長  
橋詰昌児副委員長  
逢澤圭一郎委員、小川真一郎委員、武内政文委員、諸井真英委員、  
小島信昭委員、平松大佑委員、井上航委員、山根史子委員、秋山もえ委員
- 欠席委員 なし
- 説明者 [環境部関係]  
小池要子環境部長、植松光夫環境科学国際センター総長  
石井貴司環境部副部長、末柄勝朗環境未来局長、  
石塚智弘参事兼エネルギー環境課長、  
松山謙一環境科学国際センター長兼事務局長、  
大原利真環境科学国際センター研究所長、大山澄男環境政策課長  
深野成昭温暖化対策課長、宮原正行大気環境課長、山井毅水環境課長、  
堀口浩二産業廃棄物指導課長、佐々木亨資源循環推進課長、  
河原塚啓史みどり自然課長、  
嶋田知英環境科学国際センター研究企画室長兼環境部副参事、  
松本利恵環境科学国際センター研究推進室長
- [農林部関係]  
強瀬道男農林部長、唐橋竜一農林部副部長、横塚正一農林部副部長、  
吉永光宏食品安全局長、西村恵太農業政策課長、  
竹詰一農業ビジネス支援課長、島崎二郎農産物安全課長、  
野澤裕子畜産安全課長、野口雄一郎農業支援課長、長谷川征慶生産振興課長、  
佐野且哉森づくり課長、稲場康仁農村整備課長

### 会議に付した事件並びに審査結果

- 1 議案  
なし
- 2 請願  
なし

### 所管事務調査

- 1 環境部及び農林部関係  
小川町メガソーラー予定地の現状と今後の対応について
- 2 農林部関係  
(1) 米価下落に対する県の対策について  
(2) 種苗法改正による県内農家への影響について

報告事項

1 環境部関係

環境科学国際センターの取組について

2 農林部関係

農作物の病害虫防除対策について

【所管事務に関する質問（小川町メガソーラー予定地の現状と今後の対応について）】

逢澤委員

- 1 事業者によると、計画敷地面積が862,000平方メートルに対する盛土量は、720,000立方メートルとされており、令和3年7月に熱海市で発生した大規模土石流災害の発生地点の盛土量74,000立方メートルの約10倍となる計画である。小川町の事業地周辺には、土石流危険渓流や土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域がある中で、事業地としてふさわしくないと思うが、県の見解を伺う。
- 2 盛土用の土砂について、約半分の355,000立方メートルは外部から搬入する計画であり、大型ダンプ等の工事関係車両が1日157台、往復314台が3年間にわたり通行するとされている。振動や騒音、粉塵などにより地域環境に甚大な影響を与えることとなり、周辺住民等の不安が払拭できないものと考えているが、県の見解を伺う。
- 3 当事業について、小川町では、「土砂災害」「交通安全対策」「産廃不法投棄」「自然生態系」「事業者の信用」等の課題があると指摘している。地元自治体が大きな懸念を感じているところだが、県の見解を伺う。

環境政策課長

- 1 以前、土砂災害防止法を所管する県土整備部に確認したところ、土砂災害警戒区域等をもって、盛土について現在の法規制上は問題とならないとの回答であった。そのため、この事業地に関しては現行法制度上では、まずは環境影響評価制度の範囲内において、今後、土地の安全性等について専門家の意見を踏まえしっかり確認していきたいと考えている。
- 2 当該事業計画については、多数の地域住民等から、大量の盛土による土砂災害への懸念や外部からの土砂搬入に伴う工事関係車両の通行による地域環境の悪化のほか、生態系への影響も数多く指摘されている。工事関係車両による環境への影響については、事業者が作成した環境影響評価準備書の予測評価結果を県としてしっかり確認する必要があると考える。
- 3 地域住民や地元町村長からの意見を十分踏まえるとともに、今後開催する有識者で構成する環境影響評価技術審議会において専門的な見地から意見をいただき、環境保全上の見地から知事意見を取りまとめ、国へ提出することとしたい。

逢澤委員

法規制上、問題とはならないとの答弁であった。太陽光発電は温暖化を防止するため、自然エネルギーの観点から進められてきているが、温暖化を防止するための手段として行う事業によって、本来では起こりえなかった災害が起きてしまうことがあるとしたら本末転倒である。近年、豪雨による気象災害は激甚化・頻発化し、いつ発生してもおかしくない状況である。令和元年東日本台風による大雨により、事業予定地において地滑りが発生している事実もある。事業地は山の斜面であるとともに、粘土質であり、盛土を行った際に滑りやすいと分かっており、事業者はこの危険性を払拭しなければならないと考えるがどうか。

環境政策課長

地域住民の皆様から御指摘いただいていることは県としても把握している。地域住民等

の意見を踏まえ、過去に台風等で崩落した箇所以外にも地盤の不安定な場所や崩落リスクが高い場所については、今後開催する有識者で構成する環境影響評価技術審議会において専門的見地からの意見をいただき、環境保全上の見地から知事意見を取りまとめ、国へ提出したいと考える。

#### 武内委員

今回の小川町のケースは環境アセスメントの段階だと思うが、現在手続はどの段階で、今後の流れはどうなっていくのか。事業実施に当たっての今後のプロセスには、林地開発許可もあると思うが、それも含めて伺う。

#### 環境政策課長

環境アセスメントについては、今年の4月16日付で経済産業大臣に対して環境影響評価法に基づく環境影響評価準備書の届け出が事業者からあり、その手続の中で県は経済産業大臣に対し今年の12月29日までに知事意見を提出することとなっている。こうしたスケジュールの中で、今後知事意見の前に環境影響評価技術審議会を開き、専門家からの意見を踏まえて県としての意見を取りまとめ、期限までに国に知事意見を出していきたいと考えている。知事意見を経済産業大臣に提出した後の流れは、経済産業省は知事意見を受け、事業者に対して勧告を行うこととなる。通常の規定では、法定期限で1月11日までに勧告することになっている。経済産業省からの勧告を受け、事業者は次の段階である環境影響評価書を作成し、その評価書の確定後、公告・縦覧により一般の方に周知を図ることになる。その縦覧が終わった後に、林地開発等の手続が進むことになる。

#### 武内委員

林地開発も含めて伺ったのだが。

#### 森づくり課長

林地開発のプロセスを説明する。環境アセスメントの手続が終了後、林地開発の手続に入るが、通常の一般的な流れは、事前相談で申請に必要な書類等が整ったら正式に申請書類を提出していただき、受理する運びとなる。その後、許可基準に基づき、これは現地調査も含めて審査を行い、県の森林審議会や関係市町村からの意見聴取を行った後、許可又は不許可の指令を行う。

#### 武内委員

林地開発も含め、順調に進むと結論が出るのはいつ頃か。許可されたら事業に着手できることになると思うが、一般論でもよいので、その見込みの時期について伺う。

#### 森づくり課長

ごく一般的な流れでは、環境アセスメント後、来年4月以降に林地開発許可申請がされる可能性があると思っている。林地開発許可は、標準処理期間が40日間と定められている。これについては、書類等の不備の指導期間は除くとされ、実質40日間であるので、おおむね通常であれば2、3か月後くらいに結果が出る可能性もある。

#### 武内委員

自民党県議団として、中止を求める要望書を知事に提出したが、中止という結論に持っ

ていくに当たり、この勧告には中止させる効力はないと認識している。一方で、林地開発については、許可をしなければ事業が開始できないということによいか。

### 環境政策課長

この勧告は、経済産業大臣が事業者に対して行うものである。環境アセスメントは、開発事業の実施に当たり、その事業の実施前に事業者自らが環境への影響について調査・予測評価し、これを公表し、地域住民からの意見を聞いた上で事業に反映させることにより、公害の防止や自然保全を図るための制度である。事業の可否を審査する許認可を行うものではないため、直接的に事業の中止を求めることは制度の趣旨に沿わないものとする。

### 森づくり課長

林地開発の許可については、まだ申請書が出ていない段階であるため、一般的な考えを申し上げる。現地では赤道というのが計画区域内に入っているが、この赤道が使用できなければ事業の実行可能性がなくなるため、地権者の同意は必要になると思われる。そうした中で、小川町は、令和元年10月1日に用途廃止及び売り払いは行わないという旨の文書で事業者に対して回答している。また、令和3年9月1日の小川町議会で、売り払いも賃貸もしない旨の答弁をしている。したがって、赤道の利用について、小川町の同意がなければ基本的に許可はできないのではないかと思う。

---

## 【所管事務に関する質問（米価下落に対する県の対策について）】

### 諸井委員

- 1 農家に支払われる概算金が3、4割減っている状況で、米農家は厳しい状況に置かれている。行政が何らかの対策を行わなければ、農家の米栽培に対する意欲がなくなってしまうことが懸念される。主食用米をどの程度作るかは、国から言われるものではなくなったので、需要と供給の調整もうまくいかなかったのではないかと思われる。需要が減っていく中で米を多く作ってしまったところもあるかと思う。その調整について、県としてどのように考えているのか。飼料用米へ誘導して直接支払交付金等を利用して収入を上げようという思いもあるのだろうが、どのように力を入れていくのか。
- 2 今まで過剰に在庫が増えている中、今後も在庫が増えると価格が下がることにつながると思うが、県として国にどう働き掛けているのか。また、国の情報を得られているのか。
- 3 飲食店に対しては、コロナ禍で客が来なくなったことで協力金など支援があった。また、途中から、酒屋や酒造会社に対しても少し支援があった。他方で、飲食店からの需要が減った食料の生産者に対する支援は考えられないのか。
- 4 中長期的には、需要を回復するという事も考えていかなくてはいけない。埼玉県は需要を高めるPRが下手だと長年感じている。現在、輸入小麦の値上げのニュースもあり、新型コロナウイルスも少し収まってきているので、外食産業などと連携して埼玉県産米の需要を高めるべきと考えるが、どのように取り組んでいくのか。

### 生産振興課長

- 1 主食用米並みの収入が得られる飼料用米への作付転換を推進するほか、今後、需要の拡大が見込まれる麦・大豆、野菜などへの作付転換を進め、生産者の経営安定を図っていきたい。
- 2 国に対して、一つ目に、需要減少に伴う過剰な民間在庫を削減して、米価の回復につ

ながら対策をしていただきたいこと、二つ目に、水田活用の直接支払交付金などの作付転換を進める予算の十分な確保、三つ目に、セーフティネット資金の特例措置について、資金が円滑に活用できるよう要望したところである。

- 3 農業の分野については、他産業とは違い、米価の下落などに対する農業経営への国の支援策があり、補填金など公的な資金が入ったセーフティネットが用意されている。その一つとして、収入減少緩和対策がある。当年産の販売収入の合計や標準的な収入を下回った場合に、その差額の9割を国から交付金として、農業者が積み立てた積立金を補填することとなっている。
- 4 外食産業との連携等について、県では、米飯食の需要を喚起して、米の消費拡大を図っていくことが必要と考えおり、埼玉県米消費拡大推進協議会の活動を通じて、ごはん食を作る親子料理教室や、県民参加型のレシピコンテスト等を行っている。また、県内の外食企業が新たにオープンした店舗において提供する米全てに県産米を使っていたり、県産米の使用をPRすることで、米を使ったメニューの販売促進を行っている。こうした取組により、県内外食産業への働き掛けを強化して、米食の需要喚起と県産米の消費拡大に取り組んでいるところである。

### 諸井委員

- 1 国が一義的に考えなければいけない問題であると思うので、こういう状況になると、県として国に要請し、国に泣きつくのも一つの手段だとは思いますが、国に対してお願いする一方で、低利の融資や、場合によっては無利子の融資など、もう一步踏み込んだ県独自の取組が必要なのではないか。
- 2 埼玉県は他県と比べて、外食産業との連携が全く見えない。私の地元は米の産地なので分かるが、米を作っていない地域では、県民でも県産米にどういうものがあるのか全く認知していない現状もある。以前にも触れたことがあるが、海外が和食ブームであり、日本の米を輸出して、需要を日本だけでなく世界に広めていこうという考え方もあるが、過去に質問したときに、「県で生産している米を全て県民が食べたとしてもまだ足りない」、「県民の数の方が多いためあまり意味がない」という話をされた記憶がある。アメリカを含め様々な国が、原発関係の農産物の輸入規制を撤廃するというニュースもあるので、視野を広げ、輸出も含めて需要を高めていくことを考えられないか。

### 農業支援課長

- 1 今回の米価下落に関しても、日本政策金融公庫の「農林漁業セーフティネット資金」では、新型コロナウイルス感染症の特例措置により、営農継続のために必要な資金を、融資当初5年は無利子で借りることができる。これは、現状の資金需要に十分対応できていると考えている。日本政策金融公庫によれば、コロナ禍の当初は申込・相談件数が多かったものの現在は落ち着いてきていると聞いている。今後も、米価下落などによる農業経営の状況について把握していく。

### 生産振興課長

- 2 県では、県独自の取組として業務用に比べて売値の高い家庭用米の販路拡大を狙い、これまで県産米の取扱いのなかった量販店系列の県内36店舗において、8月から「彩のきずな」の増量キャンペーンを実施している。8月から10月で、15トン量を量販店で販売した。その棚を維持できれば、新たに販路拡大が図れたものとする。これからも県産米の需要拡大に取り組んでいきたい。

## 小島委員

- 1 「彩のかがやき」や「彩のきずな」が埼玉県のブランド米として、県民にすら認知されていないという現状がある。広告費をかければいいものではないかもしれないが、北海道の「ゆめぴりか」、青森県の「青天の霹靂」は全国的に有名である。誰もが北海道の米、青森県の米と認知している。広報には工夫が必要である。ブランド米なら広告宣伝費でのぼりなどを量産し、取扱店、JA、米屋において、のぼりやチラシを用いてPRする手段もあるのではないかと。それであれば、全国ネットの放送広告料よりは安く済むと思う。現状、そうした努力が全く見えないがどうか。
- 2 収入保険の話もあったが、加入率はどのくらいか。制度が始まって3年くらいしか経っていないので、加入率は非常に低かったと思う。未加入の方もまだ多い状況で、それをあてにするような答弁は乱暴ではないか。

## 生産振興課長

- 1 今年度、県産米競争力強化プロジェクト推進事業として、「彩のきずな」のPR動画とPRソングを作り、量販店等の売り場で活用してほしいと考えている。埼玉の「彩のきずな」として選ばれる米になるようPRしていきたい。

## 農業支援課長

- 2 直近の収入保険加入者数は、1,053件である。県内の青色申告者は、2020農林業センサスでは8,000件であるので、加入率は13.2%となる。県としては、今後とも農業経営を発展させるためにはセーフティネットが必要であると考えており、引き続き収入保険の加入について、埼玉県農業共済組合と連携しながら推進していく。

## 秋山委員

この問題については、農林部だけでは解決できないと思っている。過剰米をどうしていくかについて、例えば、県が買い上げて、今県で力を入れているフードパントリーや子ども食堂に回したり、危機管理部門でもう少し米の備蓄を増やすことを考えたりするなど、部局横断での連携については考えているのか。

## 生産振興課長

子ども食堂については、JAグループさいたまが、県の子ども食堂ネットワーク及びさいたまフードパントリーネットワークに「彩のかがやき」を32.7トン寄贈するという取組を実施している。県内の子ども食堂140か所及びフードパントリー56か所で想定される参加人数は約11,500人であるので、1人当たり3キログラムを寄贈する取組である。今後も、そのような取組に協力していきたい。

---

## 【所管事務に関する質問（種苗法改正による県内農家への影響について）】

### 井上委員

- 1 県の登録品種は19品種あるが、県が育種開発した登録品種の育成者権は民間企業に譲渡すべきでないと思うがどうか。
- 2 許諾契約、許諾料の現状について、現在でも埼玉県の登録品種19品種のうち、許諾契約が行われている品目もあると聞いているが、何品目あるのか。また、許諾料はどのように設定されているのか。
- 3 今後の検討スケジュールについて、山本議員の一般質問に対する答弁では、「検討を

行っているところ」とのことであったが、例えば長野県は4月の段階で方針を公表しており、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（農研機構）も8月末の段階で一定の方針を出していると聞いている。埼玉県も速やかに方針を示すべきであると考えるが、どのようなスケジュールで進めていくのか。

### 生産振興課長

- 1 県育成品種は県で普及を図るために開発したもので、基本的に育成者権を民間企業に譲渡することは考えていない。
- 2 19品種のうち、生産者団体等と許諾契約を結んでいるのは、17品種である。許諾料については、「埼玉県職員の職務育成品種に関する利用権設定要領」に基づき、それぞれの許諾契約の中で設定されている。許諾料を徴収しているのは、お茶のうち県外生産者に譲渡されるものと、民間種苗会社と契約しているシクラメンの二つである。
- 3 9月末の時点で、都道府県で方針を出しているのは、長野県と北海道である。育成者権者の許諾に基づき行う自家増殖については、令和4年4月1日施行なので、なるべく速やかに方針を提示していきたい。

### 井上委員

- 1 今の答弁では、民間への譲渡は考えていないということであった。一方で、農業競争力強化支援法第8条第4号には、「種子その他の種苗について、民間事業者が行う技術開発及び新品種の育成、その他の種苗の生産及び供給を促進するとともに、独立行政法人の試験研究機関及び都道府県が有する種苗の生産に関する知見の民間事業者への提供を促進すること」とある。今読み上げた農業競争力強化支援法の中の「知見」というところであるが、これはあくまで知見データを提供するというレベルであり、県が開発した登録品種の育成者権を民間事業者に譲渡するということではないという認識でよいか。
- 2 また、基本的に育成者権の譲渡は行わないとのことだが、例外はあるのか。仮にあるとしても、本当に稀なケースであると考えていいのか。
- 3 長野県では、県内生産者は一部の品種を除き、今までどおり許諾不要で自家増殖が可能という対応方針を打ち出している。こうした例を踏まえ、埼玉県でも販売戦略上重要な品種であるとか、栽培苗による増殖を前提とする品種以外、許諾の手続や許諾料を不要とするよう、他の自治体の動きを参考にできないか。
- 4 許諾料は、「埼玉県職員の職務育成品種に関する利用権設定要領」により決められているとのことであったが、県政では、物品の利用についてなどを条例で定めることもある。今後、県登録品種の許諾料を定めるに当たり、条例で定める考えはあるのか。

### 生産振興課長

- 1 農業競争力強化支援法第8条第4号のとおり、種苗の生産に係る知見について提供するということである。
- 2 県内に栽培をしている生産者がいる限りは譲渡することは考えにくい。
- 3 長野県のほか、北海道でも同様の方針を示しており、農研機構も稲・麦・花き等は許諾手続不要で自家増殖を可能としている。また、本年3月に国から示された、「公的機関における開発品種の許諾に係るガイドライン」では、現在の利用実態を十分に勘案の上、許諾条件を設定することとしている。県としては、これらを参考に農業者や農業者団体などの意向を踏まえ、農業者の営農の支障とならないよう配慮し、現状から

大きな変更がないように対応していきたい。

- 4 登録品種の育成者権は普通財産の扱いであり、その許諾料は、条例で定めなければならないものとはなっていない。許諾料は、品種ごとに、場合によっては相手により変えて設定しなければならず、あえて条例で設定することは適当ではないと考える。これまでも登録品種については、「埼玉県職員の職務育成品種に関する利用権設定要領」に基づき利用料を定めてきたので、今後も要領に基づき定めていく。